平成２２年（フ）第７９３号
高知県香美市土佐山田町角茂谷3085番地３
債務者　山本　宰也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５１号
福岡県久留米市梅満町1456番地　レオパレスアプリコットイン202号
債務者　中村真由美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９０６号
熊本市龍田８丁目21番46号　中村ハイツ102
債務者　後藤　秀輝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９０７号
熊本市龍田８丁目21番46号　中村ハイツ102
債務者　後藤今日子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９９号
大分市大字古国府186番地の８
債務者　小野　郷子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３０号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目34番１号パークスやはた
債務者　竹山　義也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目34番１号パークスやはた
債務者　竹山　和也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目34番１号パークスやはた
債務者　池田　好子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目41番７号バイオレットハイツ102号
債務者　正池　久子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
鹿児島県鹿児島市西紫原町25番地の13
債務者　新田　和美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町17番９号
債務者　杦　　雄大
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町17番９号
債務者　杦　　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目43番１号紫原スカイハイツ301号
債務者　武　　智子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目５番32―208号
債務者　勝目　　満
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目７番４号計屋ビルＡ棟103号
債務者　福ケ迫　誠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目29番８号
債務者　久保田美佳
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
埼玉県川越市大字山田188番地４
債務者　松田　正美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部